

令和5年度

福島県男女共生センター 地域課題調査・研究事業（委託事業）実施要綱

1 目的

男女共同参画を推進するうえで、地域の課題や問題となっている事項を把握し、その解決方法を探ることが極めて重要である。

このため、本事業では、これらの地域の課題やその解決の方法について、グループや研究者等に対し、委託により必要な経費を支援することで、男女共同参画社会の実現に向けた調査研究を通して課題の発見や解決方法を探ることを目的とする。

2 対象テーマ 例

男女共同参画社会の形成の促進を目的とした調査研究で、その成果・提言等が今後の福島県における男女共同参画の推進のための施策・事業等に生かせるもの。

- (1) 復興・防災における男女共同参画の推進
- (2) 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- (3) 女性の活躍の促進
- (4) 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- (5) 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援
- (6) 性的指向や性自認などへの正しい理解を広め、多様性を尊重する環境作りの整備

3 応募資格

- (1) 福島県内に在住・在学・在勤のグループ
- (2) 国内の研究者個人または研究者グループ
- (3) 特定の政治・宗教活動または営利目的ではないこと。

4 応募方法

応募に当たっては「福島県男女共生センター地域課題調査・研究事業計画書」（様式第1～3号）（以下、「計画書」という。）を持参または郵送により提出すること。

なお、計画書の様式は、福島県男女共生センター（以下、「センター」という。）のホームページ（<https://www.f-miraikan.or.jp>）からダウンロードして使用すること。

また、面接やアンケート等による調査を行う場合には、調査対象、規模及び質問項目等の概要を記入(資料添付も可)すること。

5 審査方法

計画書の審査を行うため、審査委員会を設置することとする。

提出された計画書に基づき、審査委員会による総合的な評価を行い、原則として 1 件の委託先を決定する。

ただし、同一の研究課題で他の研究助成を受けている場合は、本事業の対象とはしない。

なお、審査委員会における主な評定事項は次のとおりとする。

- (1) 選択されたテーマが男女共同参画の視点に基づく妥当なものであるか。
- (2) 目的と対象が明確であるか。
- (3) 計画は具体的であるとともに、方法は目的達成のために適切なものであるか。
- (4) 成果・提言等は地域における男女共同参画社会形成の促進に貢献できる(または貢献している)か。
- (5) テーマの着眼点や取組方法に独自性は見られるか。
- (6) 経費の算出は合理的なものになっているか。

6 審査結果の通知

審査の結果については、応募者に文書で通知するものとする。

7 計画書の提出期間

令和 5 年 5 月 18 日（木）から 6 月 30 日（金）の午後 5 時までとする。ただし、次の点に留意して提出すること。（メールによる提出は不可）

- (1) センターに持参して提出する場合は、センターの休館日（毎週月曜日。ただし、その日が祝日の場合は翌日）を除く午前 9 時～午後 5 時までとする。
- (2) 郵送により提出する場合は、郵便書留により、提出期限までにセンターに到着するよう送付すること。（6 月 30 日の消印有効）

8 委託契約の締結

委託契約は、上記 6 により決定した団体等とセンターを管理運営する公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構との間で締結することとする。

9 委託契約期間

契約締結日（7 月下旬予定）から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、財団が必要と認めた場合は、2 年間を限度とするため、その場合は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

10 委託費

委託費は、計画書に記載された経費の額とする。（ただし、30 万円（消費税込）を上限とする。）委託契約期間が 2 年間であっても委託契約は単年度契約となり、年度毎の上限は 30 万とする。

なお、委託費の支出は、受託者からの請求に基づき概算で支出することができる。

また、事業計画の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができないことをとする。このため、計画書に記載された経費について減額される場合もある。

【申請できない経費】

- ア 研究を行う者的人件費
- イ 建設等施設に関する経費
- ウ 机、椅子、複写機やパソコン等調査研究や啓発教材作成を行う団体等が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- エ 機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費
- オ 雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他各種手当
なお、調査研究を行うために、外部からの専門知識の提供、情報収集等で協力を得た者への謝礼及び研究実施場所等に一定期間出勤して研究の補助や資料整理等を行うアルバイト代等の経費は計上できるものとする。
- カ その他、この委託研究に関連のない経費

11 経費の混同使用の禁止

他の経費（国、県、市町村からの補助金・助成金等及び大学等からの研究費等）に今回の委託費を加算し、一個または一組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできないこととする。

12 研究の成果報告

受託者は、令和6年3月31日（委託契約期間が2年間の場合は令和7年3月31日）までに、委託業務完了報告書及び次の(1)または(2)の成果品をセンターに提出しなければならない。

なお、委託契約期間が2年の場合は、令和6年3月31日までに中間報告として、委託業務中間報告書等をセンターに提出しなければならない。

(1) 地域課題調査・研究成果報告書

2部（概ね10,000字以上とし、電子データも提出すること。）

(2) 啓発教材

5部

啓発教材は、無料で配布するものとする。

ただし、団体等が独自予算で作成して有料で配布する場合には、事前にセンターに收支計画書を提出して協議を行い、センターが営利目的でないと判断した場合に限り、配付できるものとする。

13 調査研究報告書及び啓発教材の著作権

提出された研究成果報告書及び啓発教材の著作権については、研究成果及び啓発教材を広く公開するため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構と受託者の共有とする。

なお、研究成果や啓発教材に関しては、センター事業（講演会等）に活用できることとする。

14 提出先及び問合せ先

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県男女共生センター 企画調査課

〒964-0904

福島県二本松市郭内一丁目 196-1

電話 0243-23-8303 FAX0243-23-8314

URL : <https://www.f-miraikan.or.jp> E-mail : mirai@f-miraikan.or.jp